



発行 東京都

目次

33

条例

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、法人事業税について、ガス供給業のうち特定ガス供給業に係る課税方式を見直すほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

条例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第十八条の二第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第二十五条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 特定ガス供給業（法七十二條の二第二項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下同じ。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第二十五条の二第二項の表第三十三條第四項の項中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改め、同表第三十三條第四項第一号の項を削り、同表第三十三條第四項第三号の項中「第三十三條第四項第三号」を「第三十三條第五項第二号」に、「その他」を「特別法人以外」に改め、同表第三十五條第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第三十一条第三項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 特定ガス供給業

第三十三條第一項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「（第二十五條第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」

を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額

第三十五条第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第四十一条の二の見出し及び同条第一号中「第七十三条の十四第十一項」を「第七十三条の十四第十二項」に改め、同条第二号中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第十三項」に改め、同条第三号中「第七十三条の十四第十三項」を「第七十三条の十四第十四項」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

5 法第七十三条の十四第四項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が同条第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、同条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の規定を適用する。

第四十八条に次の一項を加える。

8 第五項前段、同項後段又は前項の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項又は前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第百十四条中「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「同条第六十四項又は第七十四項」を「同条第六十六項又は第七十六項」に改める。第百二十二条中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「同条第六十七項又は第七十七項」を「同条第六十九項又は第七十九項」に改める。附則第五条第三項の表附則第五条の二の二第一項の項中「特定卸供給事業」の下に「並びに特定ガス供給業」を加える。

附則第五条の二第一項の表第三十三条第一項第一号ハの項中

百分の〇・四	百分の〇・四九五
百分の〇・七	百分の〇・八三五
百分の一	百分の一・一八

を

百分の一

百分の一・一八に

改め、同表中

第三十三条第四項第一号イ	百分の一・二	百分の一・二六
第三十三条第四項第一号ロ	百分の〇・五	百分の〇・五二五
第三十三条第四項第一号ハ	百分の一	百分の一・一八

を

第三十三条第四項第一号	百分の〇・四八	百分の〇・五一九
第三十三条第四項第二号	百分の〇・七七	百分の〇・八〇八五
第三十三条第四項第三号	百分の〇・三二	百分の〇・三三六

に

改め、同表第三十三条第四項第二号の項中「第三十三条第四項第二号」を「第三十三条第五項第一号」に改め、同表第三十三条第四項第三号の項中「第三十三条第四項第三号」を「第三十三条第五項第二号」に改め、同条第二項中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「第三十三条第四項第二号」を「第三十三条第五項第一号」に改める。

附則第五条の二の二第一項中「特定卸供給事業」の下に「並びに特定ガス供給業」を加え、同条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「第三十三条第四項第二号」を「第三十三条第五項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

附則第五条の二の七中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第二号を削り、同条第三号中「附則第十五条第十六項本文」を「附則第十五条第十五項本文」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第十五条第二十七項第一号」を「附則第十五条第二十六項第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第十五条第二十七項第二号」を「附則第十五条第二十六項第二号」

に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「附則第十五条第二十七項第三号」を「附則第十五条第二十六項第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附則第十五条第二項中「規定する熱損失防止改修住宅」を「規定する熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「特定熱損失防止改修住宅若しくは」を「特定熱損失防止改修等住宅若しくは」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第十五条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三又は法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は令和四年改正前の地方税法」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和四年改正前の地方税法」に改め、同条第二号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和四年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三」を「令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に、「法附則第十五条」を「令和四年改正前の地方税法附則第十五条」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和四年改正前の地方税法」に改め、同条第二号イ中「第三百四十九条の三」の下に「（第十八項を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について令和四年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は令和四年改正前の地方税法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中法人の都民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

6 この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十四条第二号の規定は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。）附則第十五条第二項第五号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧条例附則第十五条第二項の規定は、平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅若しくは同条第十項に規定する熱損失防止改修専有部分又は平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の

二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅若しくは同条第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二十号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第三十一号の二の様式中「第53条第54項」を「第53条第56項」に、「第321条の8第54項」を「第321条の8第56項」に改め、同様式欄中「第53条第55項」を「第53条第57項」に、「第321条の8第55項」を「第321条の8第57項」に改め、

別記第三十一号の二の様式欄中「第53条第56項」を「第53条第58項」に、「第321条の8第56項」を「第321条の8第58項」に改め、

別記第三十一号の様式中「第53条第67項前段」を「第53条第69項前段」に、「第321条の8第64項前段」を「第321条の8第66項前段」に、「第53条第74項又は第321条の8第71項」を「第53条第76項又は第321条の8第73項」に、同様式欄中「第53条第68項」を「第53条第70項」に、「第321条の8第65項」を「第321条の8第67項」に、「第53条第74項」を「第53条第76項」に、「第321条の8第71項」を「第321条の8第73項」に改め、

別記第三十一号の様式中「第53条第72項」を「第53条第74項」に、「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改め、

別記第百四十七号様式等の三欄等中「熱損失防止改修住宅等」や「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同様式欄等中「特定熱損失防止改修住宅等」や「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中法人の都民税に関する部分は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

3 新規則別記第百四十七号様式その三は、平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅若しくは同条第十項に規定する熱損失防止改修専有部分又は平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた同法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅若しくは同条第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第三十一号の二の様式、第三十一号の二の様式、第三十一号の五の様式、第三十一号の七の様式及び第百四十七号様式その三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

